

## SAGA2024 武雄市医療救護対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 武雄市医事・衛生基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会における医療救護対策について万全を期すため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024 武雄市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、SAGA2024 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

#### (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

### 4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に搬送する。

### 5 練習会場における医療救護

練習会場に必要に応じて医薬品等を配備するとともに、係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

### 6 宿泊施設における医療救護

宿泊施設において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿泊施設提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行う。

### 7 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、関係機関等と協議して決める。

## 8 医療費の負担

救護所での応急措置に係る費用を除き、医療費は全て受診者が負担する。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこの要項を準用する。